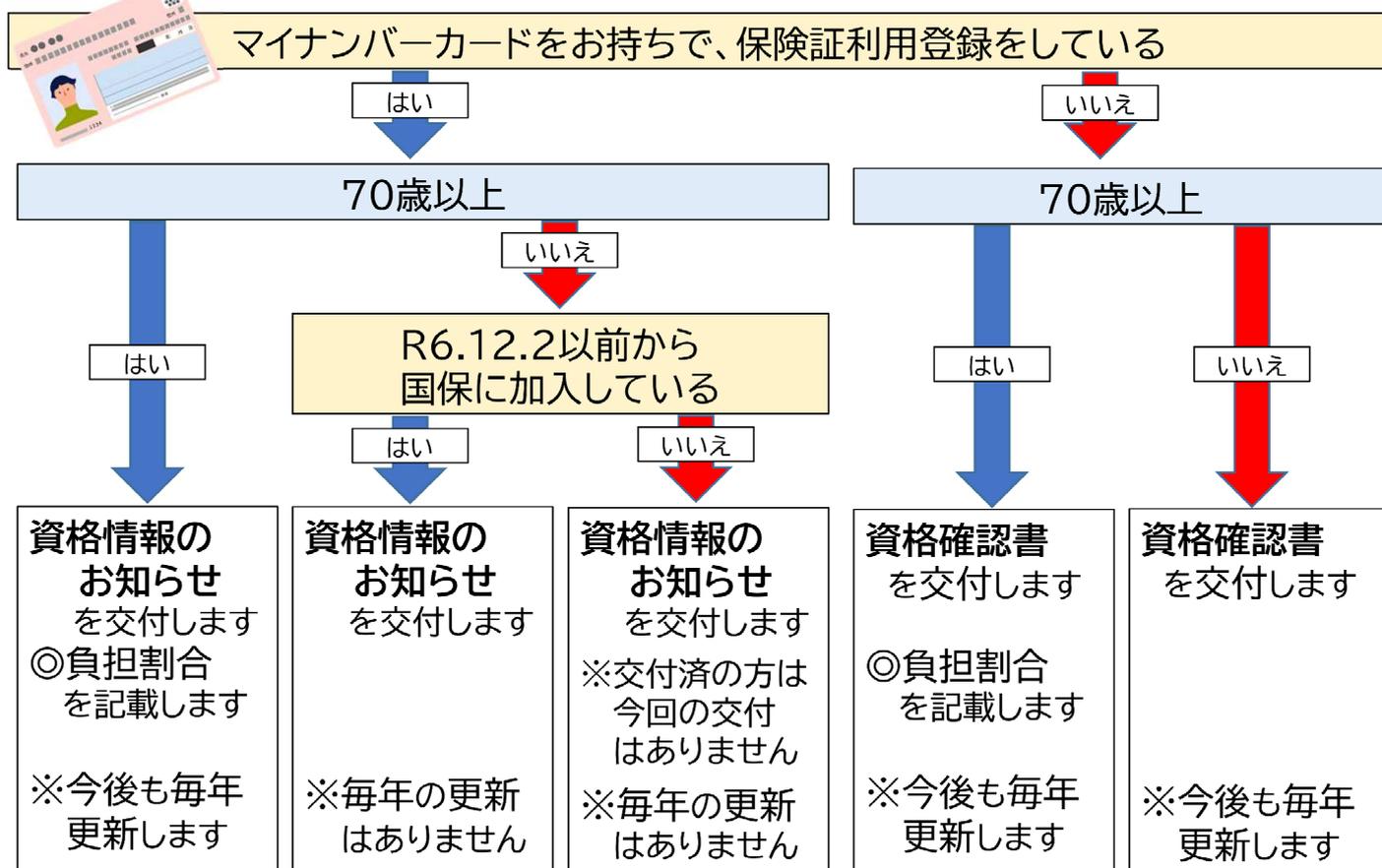


# マイナ保険証か資格確認書で 医療機関等にかかる仕組みに移行しています

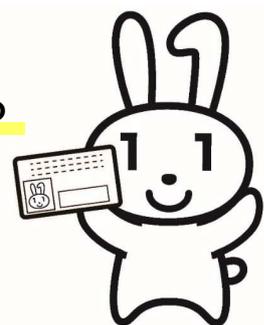
従来の保険証、高齢受給者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。今回、赤穂市国保加入者に、以下の書類を交付します。



今後、**資格確認書等**は**毎年8月**に**更新**を行います

## ＼こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払を免除
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される



今後の医療のかかり方等については裏面を確認



# 今後の医療のかかり方はどうなるの



## マイナ保険証の利用をご希望の方

**登録済み**の場合

▶ そのまま医療機関等でご利用ください。

**未登録**の場合

▶ 医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。

※マイナポータル等でも登録できます。

## マイナ保険証をお持ちでない方

**70歳**以上の方

▶ 今回交付した窓口負担割合を記載している資格確認書をご利用ください。お手元の保険証は8月以降の利用はできません。

**69歳**以下の方

▶ 今回交付した資格確認書またはお手元の保険証(11月30日の有効期限まで利用可能)をご利用ください。

## マイナ保険証の利用が困難な方

ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、**申請により資格確認書を交付します。**

※マイナ保険証の利用を希望しない場合は、保険証利用登録の解除申請により、資格確認書を交付します。

## マイナンバーカード電子証明書の更新について

マイナンバーカードの電子証明書は、市役所等で誕生日の3か月前から更新可能となっています。

※誕生月の末日から3か月が経過すると、マイナ保険証として利用できなくなりますので、お早めに更新してください。

<対象者>マイナンバーカードの発行から5回目の誕生日を迎える方

※期限の2か月から3か月前を目途に、地方公共団体情報システム機構から有効期限通知書がご自宅に送付されます。

<更新場所>市役所本庁1階市民課戸籍係・赤穂元禄郵便局  
・坂越郵便局・有年郵便局



マイナバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** マイナンバー

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分 土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare